

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」が公表される（厚生労働省）…………… 1
- ◆ 「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」が発出される（内閣府・厚生労働省・文部科学省）………… 3
- ◆ プール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（厚生労働省）………… 4
- ◆ 「児童福祉週間」標語の募集（厚生労働省）…………… 5
- ◆ 「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」受講者募集（全国社会福祉協議会・中央福祉学院）…………… 6

◆「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」が公表される（厚生労働省）

平成29年9月1日、厚生労働省は「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」及び「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」を公表しました。

この「保育所等関連状況取りまとめ」(資料1)は、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施されているものです。平成27年度の調査から、従来の保育所に加え、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業(うち2号・3号認定)の数値を含んでいます。

※特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業

〔保育所等関連状況取りまとめのポイント〕

- 保育所等定員は274万人(前年比10万人の増加)
- 保育所等を利用する児童の数は255万人(前年比8万8千人の増加)
- 待機児童数は26,081人で前年比2,528人の増加

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から 34 増加して 420 市区町村。
- ・待機児童が 100 人以上増加したのは、大田区（343 人増）、目黒区（318 人増）、習志野市（268 人増）など 13 市区。待機児童が 100 人以上減少したのは、那覇市（359 人減）、世田谷区（337 人減）、北区（150 人減）など 10 市区。

また、『待機児童解消加速化プラン』集計結果（資料 2）では、同プランに基づく自治体の取組状況が取りまとめられています。平成 25～28 年度の 4 年間で、企業主導型保育事業による保育の受け入れ枠拡大とあわせて、約 42.8 万人分の保育の受け入れ枠が確保されました。

今回の集計は、平成 29 年 4 月 28 日までに同プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 489 市区町村の取り組みとともに、同プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、実施状況について集計されています。

〔「待機児童解消加速化プラン」集計結果のポイント〕

○保育拡大量

平成 25 年度	72,430 人
平成 26 年度	147,233 人
平成 27 年度	94,585 人
平成 28 年度	113,339 人
（4 ヲ年計実績値）	427,587 人
平成 29 年度	約 16.6 万人（見込み値）
（5 ヲ年合計）	約 59.3 万人

○平成 28 年度の保育拡大量

認可保育所 （保育所型認定こども園の保育所部分を含む）	▲10,376 人
幼保連携型認定こども園	85,969 人
幼稚園型認定こども園	5,420 人
地方裁量型認定こども園	13 人
小規模保育事業	15,673 人
家庭的保育事業	▲148 人
事業所内保育事業	2,464 人
居宅訪問型保育事業	130 人
地方単独保育施策	▲2,925 人
その他	▲3,165 人
小計	93,055 人
企業主導型保育事業	20,284 人
合計	113,339 人

○平成 29 年 4 月 1 日の保育の受け入れ枠

認可保育所 (保育所型認定こども園の保育所部分を含む)	2,238,340 人
幼保連携型認定こども園	359,423 人
幼稚園型認定こども園	31,936 人
地方裁量型認定こども園	3,210 人
小規模保育事業	57,293 人
家庭的保育事業	4,256 人
事業所内保育事業	8,734 人
居宅訪問型保育事業	163 人
地方単独保育施策	42,137 人
その他	70,505 人
小計	2,815,997 人
企業主導型保育事業	20,284 人
合計	2,836,281 人

それぞれの集計結果についての詳細は、厚生労働省ホームページ「保育所等関連状況取りまとめ(平成 29 年 4 月 1 日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表」をご参照ください (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137.html>)。

◆「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」が発出される(内閣府・厚生労働省・文部科学省)

平成 29 年 8 月 22 日、1 府 2 省の合同通知により、資料 3「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」が発出されました。

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入については、資料 4「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」(事務連絡、平成 28 年 2 月 29 日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)により、すでに周知されています。

上記事務連絡の内容を踏まえ、今般の合同通知では、保育所・認定こども園等においても、てんかん発作時の坐薬挿入は、緊急やむを得ない措置として行われる行為として、下枠内①～④の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないことが示されています。

なお、一連の行為の実施にあたっては、てんかんという疾病の特性上、子どものプライバシー保護に十分配慮することについても示されていますので、ご留意ください。

〔通知の概要〕

教育・保育施設等において子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状

態等である場合に、現場に居合わせた教育・保育施設等の職員又はスタッフ（以下「職員等」という。）が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該子ども及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・教育・保育施設等においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる子どもであること
 - ・坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該子ども及びその保護者が、教育・保育施設等に対して、やむを得ない場合には当該子どもに坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該子どもを担当する職員等が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・当該子どもがやむを得ず坐薬を使用することが認められる子ども本人であることを改めて確認すること
 - ・坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該子どもの保護者又は職員等は、坐薬を使用した後、当該子どもを必ず医療機関での受診をさせること

◆プール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（厚生労働省）

平成29年8月24日、保育所のプール活動による死亡事故が発生しました。これを受けて、厚生労働省からあらためて注意喚起の通知「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」（子保発0829第1号、平成29年8月29日）が発出されています。

プール活動・水遊びを行う際の留意事項等については、本ニュースNo.17-18において既報のとおりガイドラインが示されていますが、今般の事故を受けて、ガイドラインの「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」をもう一度、各施設・事業所でご確認いただくこと、また、安全管理及び事故防止を徹底することが求められています。

詳細は、資料5をご参照ください。

〔通知の概要〕

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」

- ・監視者は監視に専念する。

- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(参考)

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

◆ 「児童福祉週間」 標語の募集 (厚生労働省)



平成 29 年度「児童福祉週間」の最優秀作品

「できること たくさんあるよ きみのために」

(三谷 露唯さんの作品 香川県・8 歳)

国は、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」とし、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を実施しています。

今般、平成 30 年度の児童福祉週間の象徴となる標語の募集を開始します(募集期間は10月20日まで)。

最優秀作品に選ばれた標語は、児童福祉週間の広報・啓発ポスターをはじめ、全国各地で実施される各種事業や行事等で幅広く活用されます。皆様のご応募をお待ちしております。詳細は、資料6をご参照ください。

[募集の概要]

(1) 募集内容

趣旨を簡潔に表現し、元気でがんばる子どもたちを応援する標語や、子どもたちからの未来へのメッセージとなる標語を募集します。

(2) 応募方法

どなたでも応募できます。

(3) 応募方法

①はがき、封書またはFaxによる応募

1人何点でも応募できますが、はがき1枚またはFax1枚につき、1作品のみ記載してください。封書の場合も、用紙1枚につき1作品のみ記入（複数の同封は可能）とします。

②インターネットによる応募

児童育成協会のホームページに「平成30年度児童福祉週間標語応募フォーム」があります。必要事項を入力の上、送信してください。1回の応募につき、標語は1作品しか入力できません（複数の応募は、標語ごとに入力・送信してください）。

(4) 募集期間

平成29年9月1日～10月20日

(5) 応募・問い合わせ

公益財団法人児童育成協会「標語募集」係
〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 ロゼ氷川ビル6F
電話 03-3498-4592 Fax03-3797-5676
<http://www.kodomon-shiro.or.jp/jigyo/hyougo>

◆「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」 受講者募集（全国社会福祉協議会・中央福祉学院）

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、社会福祉法改正後の社会福祉法人をめぐる状況を把握し、社会福祉法人が良質なサービスを提供するための業務標準や業務改善、今後の法人経営に求められる財務管理の手法、経営理念の浸透策について学ぶ標記研修会を開催します。

なお、標記研修会は昨年度までの「経営管理コース」と「サービス管理コース」を統合しているため、両コースの内容を併せもつプログラムとなっています。

多くの方のお申込みをお待ちしております。

〔研修会の概要〕

(1) 日程

平成29年10月3日（火）～5日（木）

(2) 会場

中央福祉学院（ロフォス湘南）

(3) 対象・定員

社会福祉法人の役員及び社会福祉法人運営に携わる者 200 名

(4) 参加費

25,700 円（税込）※宿泊代等は別途必要です。

(5) プログラム

①社会福祉法人をめぐる現状と課題

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

②福祉サービスの質の向上のための業務標準とプロセス管理

（社会福祉法人佛子園常務理事 村岡 裕 氏）

③利用者本位サービスのための業務改善

（日本女子大学教授 久田 則夫 氏）

④社会福祉法人の財務管理と経営のあり方

（福祉医療機構経営サポートセンター参事 千葉 正展 氏）

⑤経営者の想いを従業員が行動につなげるために（経営理念の浸透）

（イーエムイーコンサルタンツ株式会社代表取締役 小野 知己 氏）

(6) 申込方法

開催要綱・申込書は、中央福祉学院ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.gakuin.gr.jp/>

(7) 申込締切

平成 29 年 9 月 19 日（火）

(8) 問い合わせ

社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院

社会福祉法人経営者研修会係

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

電話 046-858-1355（平日 9：30～17：30）Fax046-858-1356